

## 医学系研究科総合保健学専攻における長期履修の取扱いについて

2025年5月21日 保健学専門委員会決定

名古屋大学大学院通則第5条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下「長期履修」という。）に関する医学系研究科総合保健学専攻における申請等の取扱いについては、名古屋大学大学院通則及び名古屋大学における長期履修に関する取扱要項の定めにより、以下のとおりとする。

### 1. 申請資格

長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、修学に相当な制限を受ける者とする。ただし、博士前期課程の学生及び留学生には適用しない。

- 一 職業を有している者
- 二 育児又は親族の介護を行う必要がある者

### 2. 申請手続

長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間に、指導教員および所属コースの承認を得たうえで、長期履修申請書（別紙様式第1号）及び証明書類を教務学生係に提出し、保健学専門委員会の承認を得る。指導教員および所属コースは承認にあたり、長期履修申請書および長期履修計画書をもとに、学生の事情を勘案し、履修計画の妥当性および長期履修期間中に指導教員の異動が生じても指導体制が継続できるかどうかを十分に確認する。

#### (1) 申請時期

対 象	申請時期
新たに本学に入学する者	入学手続日
既に本学に在籍する者 （最終年次に在籍する者は申請できない。）	2月15日から2月末日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日）までの教務学生係窓口対応期間（入構規制期間を除く）

#### (2) 長期履修申請書に添付する証明書類

育児を行う必要がある者	・母子手帳（写）＋住民票
親族の介護を行う必要がある者	・介護保険被保険者証（写）＋住民票 ・要介護認定書（写）＋住民票 ・その他、介護していることを証明する書類。

職業を有する者	<p>・職業を有していることを証明する書類。 例：在職証明書，社員証（写），社会保険証（写）</p> <p>※正規雇用者（フルタイム労働者。自営業者を含む。）・非正規雇用者（契約社員，パートタイム労働者等。）の雇用形態は問わない。当該収入が生計維持の収入となっており，職業等の兼ね合いにより時間的に修学に制約があるかを審査する。審査は，1週当たりの就労時間を参考に判断し，就労時間は週30時間を目安とするが，個々の事情を勘案して総合的に判断する。</p> <p>自営業者の場合は，1週当たりの就労時間を申請書に記載するとともに，事業内容がわかる書類を提出する。</p>
---------	--

### 3. 長期履修期間等

履修を申請することができる期間（以下，「長期履修期間」という。）等は次のとおり。

課程	標準修業年限	長期履修期間	在学年限	休学年限
博士後期課程	3年	4年，5年，6年	6年	3年

在学途中に長期履修を申し出る学生にあっては，長期履修開始前に在学した期間を長期履修期間に含む。

長期履修を申請することができる期間は学年（4月1日から翌年3月31日の1年）を単位とする。

### 4. 長期履修期間の変更

長期履修期間の短縮を希望する者は，学年終了月の3か月前（提出期限は12月の第4金曜日。祝日の場合は前日の平日）までに，指導教員および所属コースの承認を得たうえで，長期履修期間変更申請書（別紙様式第2号）を教務学生係に提出し，保健学専門委員会の承認を得る。短縮を申請することができる期間は学年（4月1日から翌年3月31日の1年）を単位とする。

長期履修期間の延長は認めない。ただし，長期履修期間中に休学をした場合は，長期履修期間の終期が後ろ倒しとなる。休学期間も学年（4月1日から翌年3月31日の1年）を単位とする。

### 5. 長期履修の許可の取消し

長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明した場合は，長期履修の許可を取り消し，在学期間に応じた授業料未納額を納入する義務が生じる。また，懲戒の対象とな

る可能性がある。

#### 6. 長期履修学生の授業料

名古屋大学大学院通則第 47 条の 2 第 1 項から第 4 項の定めのとおり。

第 1 項	入学当初から長期履修学生となる者の授業料の年額
第 2 項	在学途中で長期履修学生となる者の授業料の年額
第 3 項	長期履修期間の短縮を許可された者の短縮が許可された以後の授業料の年額
第 4 項	長期履修学生が学年の途中で課程を修了する場合の納入額

※詳細は、大学ホームページを参照。

#### 7. 長期履修学生の学位取得スケジュール

年間スケジュールは、長期履修学生も「博士論文作成の手引き」に従う。年次スケジュールは、年間スケジュールと共に長期履修計画書に記し、保健学専門委員会で承認を得る。学位論文に関する中間報告の概要は、2 年次以降、最終年次の前年度まで毎年度提出する。

長期履修期間内に学位取得ができかねた場合、最終年次の 3 月の保健学専門委員会にて研究指導認定（満期退学）または在学延長を承認されなければならない。

研究指導計画書は、在籍期間中は毎年度提出する。

#### 8. 資格認定時からの認定要件の変更

長期履修学生は長期履修申請時の就業状況などの認定要件に変更が生じた場合、速やかに変更内容を指導教員および所属コースに連絡する。